

明治大学研究成果有体物取扱要領

2005年2月15日制定
2004年度例規第12号

(趣旨)

第1条 この要領は、明治大学発明等に関する規程（以下「発明規程」という。）第20条に規定する職務関連発明により生じた研究成果にかかる有体物（以下「有体物」という。）の管理並びに外部への提供及び外部からの受入れ等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、発明規程及び明治大学知的財産権等に関する秘密情報取扱要領（以下「秘密情報取扱要領」という。）の例によるものとする。

(有体物の具体例)

第3条 有体物の主な具体例は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研究材料、試薬及び生物試料（微生物、植物新品種、動植物及びこれらの細胞等を含む。）
- (2) 試作品、モデル品及びサンプル品
- (3) 各種研究成果情報を記録した電子記録媒体及び紙記録媒体

(有体物の帰属)

第4条 教職員等が創作・取得した有体物に関する権利は、創作・取得の時点で本学に帰属する。

(有体物の届出)

第5条 有体物の創作・取得に関する本学への届出は、原則として不要とする。ただし、発明規程第4条の規定により届出を要する職務関連発明と密接な関係を有し、それ自体が技術移転の対象となる可能性のある有体物については、当該職務関連発明の届出に際して、当該有体物の創作・取得に関する情報を届出書に記載しなければならない。

(有体物の管理)

第6条 有体物を創作・取得した教職員等及び当該教職員から管理を委託された教職員等（以下「有体物管理者」という。）は、当該有体物を第三者に持ち出され、及び不必要的物理的劣化又は記録媒体等の紛失若しくは消滅等を生じないよう適切に管理しなければならない。

(秘密管理)

第7条 有体物管理者は、所管する有体物に秘密情報が記載され、又は含まれている場合には、別に定める秘密情報取扱要領に従い、これを管理しなければならない。

(産業利用目的の有体物の提供)

第8条 産業利用を目的として有体物を企業等に提供する場合は、本学と提供先企業等との間で研究材料提供契約（以下「MTA」（Material Transfer Agreement）という。）を締結するものとする。

2 MTAには、必要に応じて、提供を受けた企業等が当該有体物を利用して新たに知的財産権を創出した場合の取扱い等を定めるものとする。

(学術交流活動目的の有体物の提供)

第9条 学術交流活動を目的として有体物を企業等以外の研究機関に提供する場合には、有体物管理者は、利害関係者の了承を得なければならない。この場合において、提供を行った有体物管理者は、受入研究機関から有体物受入れの確約書を提出させ、これを適切に保管するものとする。

2 学術交流活動を目的として提供する有体物に秘密情報が含まれるときは、あらかじめ研究活用知財本部長（以下「本部長」という。）の了承を得て、MTAを締結するものとする。

(外部からの有体物の受入れ)

第10条 教職員等及び学内研究機関は、外部の研究者又は研究機関等の発明等により生じた研究成果にかかる有体物（次項及び第12条において「外部からの有体物」という。）の提供を受ける場合であって、提供元からMTAの締結を求められたときは、これを本部長に通知し、その了承を得るものとする。

2 学術交流活動を目的として外部からの有体物の提供を受ける場合であって、提供元から同意書又は確約書等の提出を求められたときは、当該有体物の提供を受ける教職員等は、その提出について本部長の了承を得るものとする。

(MTAの締結)

第11条 MTAは、理事長と前3条の規定により有体物の提供又は受入れを行う学外機関等との間で締結する。

2 理事長は、前項の契約の権限を本部長に委任することができる。

(法令の遵守)

第12条 有体物管理者その他の教職員等は、第8条から前条までの規定により有体物を外部に提供し、又は外部からの有体物の提供を受けようとする場合は、当該有体物の提供又は受入れが特許法その他の法令上問題が生

じないよう万全の注意を払わなければならない。

(有体物の処分)

第13条 有体物管理者は、第5条ただし書の規定による有体物を除き、有体物の物理的劣化、機能的劣化、学術的・財産的価値の低下等が事由により、自らの判断で処分できるものとする。

(事務)

第14条 この要領に関する事務は、研究推進部が行う。

(要領の改廃)

第15条 この要領を改廃するときは、研究活用知財本部会議の議を経なければならぬ。

附 則 (2004年度例規第12号)

この要領は、2005年（平成17年）2月16日から施行する。

(通達第1341号)

附 則 (2007年度例規第9号)

この要領は、2007年（平成19年）9月10日から施行する。

(通達第1563号) (注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正)

附 則 (2009年度例規第9号)

この要領は、2009年（平成21年）6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1808号) (注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

附 則 (2011年度例規第4号)

この要領は、2011年（平成23年）5月26日から施行する。

(通達第2016号) (注 社会連携促進知財本部の名称変更に伴う改正)

附 則 (2013年度例規第7号)

この要領は、2013年（平成25年）12月18日から施行する。

(通達第2203号) (注 M T Aの締結に関する規定を加えることに伴う改正)